

中期目標・中期計画(素案)

国立大学法人北海道大学

平成27年6月29日

中期目標・中期計画（素案）一覧表

（法人番号01）（大学名）北海道大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>北海道大学の起源は、学士の学位を授与する高等教育機関として日本で最初に設立された札幌農学校（1876年設立）に遡る。その後本学は、長い歴史の中で、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」及び「実学の重視」という4つの基本理念を建学の精神として培い、それに基づく長期目標を定めて、その実現に向けての歩みを着実に進めてきた。我が国が急激な社会変動の渦中にある今、本学は知の拠点として、イノベーションを創出し、社会の改革を主導する人材を育成することによって、この国と世界の持続的発展に貢献しなければならない。これは本学の4つの基本理念の具現化にほかならず、本学の基本理念と長期目標を踏まえた大学改革を着実に進めることの決意でもある。2026年に創基150周年を迎える本学は、これらの基本理念を実現するため、2014年3月に「北海道大学近未来戦略150」を制定した。第3期中期目標期間においては、この近未来戦略に掲げる以下の5つの方針に沿って、「世界の課題解決に貢献する北海道大学へ」に向けたあらゆる活動を推進する。</p>	

<p>(1) 次世代に持続可能な社会を残すため、様々な課題を解決する世界トップレベルの研究を推進する。</p> <p>(2) 専門的知識に裏づけられた総合的判断力と高い識見、並びに異文化理解能力と国際的コミュニケーション能力を有し、国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材を育成する。</p> <p>(3) 学外との連携・協働により、知の発信と社会変革の提言を不断に行い、国内外の地域や社会における課題解決、活性化及び新たな価値の創造に貢献する。</p> <p>(4) 総長のリーダーシップの下、組織及び人事・予算制度等の改革を行い、構成員が誇りと充実感を持って使命を遂行できる基盤を整備し、持続的な発展を見据えた大学運営を行う。</p> <p>(5) 戦略的な広報活動を通じて、教育研究の成果を積極的に発信し、世界に存在感を示す。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>① 専門的知識に裏づけられた総合的判断力と高い識見並びに異文化理解能力と国際的コミュニケーション能力を有し、国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材を育成する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 グローバルに活躍する力を養うため、第 2 期中期目標期間に開設した全学横断的な教育プログラムである「新渡戸カレッジ（学士課程）」及び「新渡戸スクール（大学院課程）」をさらに充実させた教育内容で実施し、両プログラムにおいて合わせて延べ 1,000 名以上の修了者を輩出する。また、新渡戸カレッジ及び新渡戸スクールにおいて、学生の学修過程を可視化できる修学ポートフォリオを開発し、各学部・研究科等においても順次導入する。</p> <p>①-2 学生の主体的な学びを促進させるため、教育環境の整備を進め、アクティブ・ラーニング及び情報コミュニケーション技術等を活用した授業科目の開講数を増加させる。また、社会的ニーズ</p>

	<p>に対応し、全学部を横断する新たな共通科目群を開設するとともに、ビジネス・スキル、専門職倫理等の授業科目を開設する。</p> <p>①-3 第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクォーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部を導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定する。</p> <p>①-4 国際社会の発展に寄与する人材を育成するため、ジョイント・ディグリー・プログラムをはじめとする海外大学との共同教育プログラムを新たに10件以上開設するなど、国際通用性のある大学院教育を実施する。</p>
<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>① 教育の質を向上させるため、教育力・教育支援力を高度化する体制を整備する。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 教職員等の教育力・教育支援力を高めるため、平成27年度に開設した「高等教育研修センター」において、ニーズに対応したファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）等の研修プログラムを一元的に開発し、実施する。また、英語による授業を拡充するため、英語を母語とする講師によるFDプログラムを拡充する。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>① 総合的な学生支援体制の下、多様な背景を持つ学生への支援を充実させる。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 学生が安心・安全で充実したキャンパスライフを送ることができるようにするため、学生支援組織間の連携を強化し、進路・履修相談、経済的支援、就職支援、キャリア支援等の取組を実施する。また、奨学金及び授業料免除については、既存制度の検証を行い、よりきめ細かな支援制度に改善する。</p> <p>①-2 全ての学生にとって教育の機会が公平に提供されるキャンパスを目指し、特別修学支援室の体制整備など、障がいのある学生を支援する体制を拡充させるとともに、教職員・学生を対象とした継続的な研修を実施する。また、平成29年度までにバリアフリー整備計画を策定し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパスに整備する。</p>
<p>(4) 入学者選抜に関する目標</p> <p>① 広く世界に優秀な人材を求め、本学の教育を受けるにふさわしい学力・能力を備えた人材を多様な選抜制度により受け入れる。</p>	<p>(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 第2期中期目標期間に導入した、入学後に所属する学部を決める「総合入試」制度を検証する。また、ボーダレスなグローバル社会をリードする意欲と資質を持った人材を人物本位で選抜するため、平成30年度入試から国際バカロレア等を用いた「国際総合入試」を開始する。さらに、大学院課程を中心に、テレビ会議システム、海外オフィスを活用した渡日前入試を拡大するなど、国際化に対応した入学者選抜を実施する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p>

<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>① 持続可能な社会を次世代に残すため、グローバルな頭脳循環拠点を構築し、世界トップレベルの研究を推進するとともに、社会課題を解決するためのイノベーションを創出する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 世界トップレベルの研究を推進するため、医療・創薬科学分野、食・健康科学分野、物質・材料科学分野、フィールド科学分野等の本学が強みを有する重点領域研究に対し、研究費・人材・スペース、リサーチ・アドミニストレーター（URA）等を活用した全学的研究マネジメントによる支援を行う。これらにより、新たな部局横断型研究プロジェクトを5件以上創出する。</p> <p>①-2 本学の特色ある研究領域である北極域研究等を核として、異なる視点を持つ研究者の知のネットワークを形成し、新たに国際共同研究を45件以上展開するなど、グローバルな頭脳循環のハブとして研究を推進する。</p> <p>①-3 第2期中期目標期間に竣工した「フード&メディカルイノベーション国際拠点」を核として、企業等と本学が対等な立場で研究を行う「イコールパートナーシップ」に基づいた産業創出部門等を5件以上開設するなど、社会実装、イノベーション創出に向けた産学官協働研究を推進する。</p>
<p>② 創造的な研究を自立して進めることができる優秀な若手研究者を育成する。</p>	<p>②-1 若手教員の継続的なキャリア形成支援のため、本学がこれまで培ってきたテニュアトラック制度をいかに、人文社会科学系分野の育成プログラムの充実、外国人教員への支援策等を盛り込んだ新たな育成制度を実施する。この制度により、テニュアトラック教員を15名以上採用し、育成する。</p> <p>②-2 博士課程学生及び博士研究員のキャリアパスを支援するため、若手研究者と企業が交流するための登録制WEBサイトの拡大、人文社会科学系学生が企業で活躍するためのスキル教育プログラムの開発、教務情報と連動した学生情報データベースの構築等、総合的な能力開発プログラムを実施する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>① 研究力を強化するための基盤となる体制を整備する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 第2期中期目標期間に導入したURA、産学協働マネージャー等を活用した研究開発マネジメント体制をさらに拡充するとともに、平成30年度までに技術職員組織の一元化を行うなど、研究支援体制を強化する。また、産学協働ファシリテーター育成プログラム等の各種研修プログラムを充実させ、それらを担う人材を育成する。</p> <p>①-2 本学の特長である高度な研究設備を学内外に共用するシステム「オープンファシリティ」において、最先端設備等の登録台数、利用者数を、平成27年度比で10%以上、また、設備共用に係る連携・協力機関等を新たに10機関以上増加させるなど、世界水準の研究基盤共用プラットフォームに拡充する。</p>
<p>3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究活動の成果を活用し、地域・社会の活性化、</p>	<p>3 社会との連携や社会貢献及び地域を指向した教育・研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 知の還元と教育のオープン化を推進するため、社会人及び高校生を対象とした教育プログラム、高等学校との連携事業等を実施するとともに、様々な教育コンテンツをオープンコースウェ</p>

<p>課題解決及び新たな価値創造に貢献する。</p>	<p>ア・MOOC (Massive Open Online Course) 等で公開する。また、「HUSCAP (北海道大学学術成果コレクション)」において、本学の教育研究成果を年間 3,000 コンテンツ以上発信する。</p> <p>①-2 平成 28 年度に公開スペースを大幅に拡充する総合博物館、国内屈指の蔵書数を誇る図書館、札幌市民の憩いの場である植物園等、多様な学内施設を活用し、地域交流を推進する。</p> <p>①-3 地方自治体等との協働により、政策提言等を行うとともに、地域企業との事業化に向けた共同研究を平成 27 年度比で 10%以上増加させる。</p>
<p>4 その他の目標 (1) グローバル化に関する目標 ① 徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行い、世界大学ランキングトップ 100 を目指すための取組を進める。</p>	<p>4 その他の目標を達成するための措置 (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置 ①-1 平成 28 年度に「国際連携機構」を設置し、全学的な連携体制を再構築する。また、総長直轄の国際連携研究教育局 (G I-C o R E) に新たなグローバルステーションを 5 拠点以上設置し、ASEAN、北米に新たな海外オフィスを開設するなど、戦略的・組織的な国際連携を推進する。 ①-2 学際的な知的交流を促進するため、世界の研究者と協力して夏の北海道で国内外の学生を教育する「サマー・インスティテュート」、連携した海外大学で、本学と世界の学生が共に学ぶ「ラーニング・サテライト」等、多様な教育プログラムを展開する。これらにより、日本人学生の海外留学経験者を 1,250 名以上、外国人留学生の年間受入数を 2,200 名以上に増加させる。 ①-3 外国人留学生及び海外留学する日本人学生を対象とした経済、生活、キャリア等に関する支援を充実させるとともに、日本人・外国人混住型宿舍、交流イベント等、日本人学生と外国人留学生が交流する環境を創出する。 ①-4 平成 27 年度に設置した「グローバルリレーション室」の下、北大アンバサダー・パートナー制度を創設し、200 名以上の海外在住OBに委嘱するとともに、海外留学生同窓会を 20 か所以上開設し、国際的な北大コミュニティを拡充するなど、戦略的な国際広報を推進する。</p>
<p>(2) 附属病院に関する目標 ① 世界最高水準の医療の実現を目指し、先端的研究及び技術開発に係る臨床研究を推進する。</p>	<p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 ①-1 橋渡し研究加速ネットワークプログラム及び臨床研究中核病院整備事業における実績をいかし、革新的医療技術を創出する体制を強化することによって、医師主導治験・先進医療・医療機器等を 12 件以上承認申請し、また、国際水準 (I C H-G C P) に準拠した臨床研究を 30 件以上実施するなど、日本発の新薬・医療技術・機器の開発に貢献する。</p>
<p>② 全人的臨床教育を充実させ、優れた医療人を育成する。</p>	<p>②-1 優れた医師を育成するため、平成 31 年度までに初期臨床研修医等に対する達成度評価システムを構築するなど、卒前教育と連携した総合診療研修プログラムを充実させる。また、平成 28 年度に専門医研修プログラムを構築するなど、研究能力を持つ優れた専門医を育成する体制を強化する。 ②-2 全医療人に対して、様々な院内・院外研修会を開催し、キャリア支援及び生涯教育を推進する。</p>

	また、平成 29 年度までに倫理教育を推進する部門を設置し、倫理教育を充実させる。
③ 社会の変革に対応した医療を提供する。	③-1 超高齢社会を見据えた医療制度改革に対応する地域と連携した診療体制を構築するとともに、海外の大学病院と連携協定を新たに 6 機関以上締結するなど、医療のグローバル化を推進する。
④ 良質で安定した診療体制及び充実した教育研究体制を支えるため、経営基盤を強化する。	④-1 病院長のトップマネジメントの下、病院収入の安定的確保に向けた検証を強化し、施設・医療機器の計画的整備を実施する。また、職場環境の改善を検討する体制を構築し、より良い職場環境を整備する。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 ① 総長のリーダーシップの下、持続的発展を見据えた大学運営を推進する。	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ①-1 総長のリーダーシップの下、総長補佐体制の整備、監事による業務監査、経営協議会、海外アドバイザーリーボード、大学力強化推進本部での学外委員の意見の活用等により、ガバナンス機能をより強化する。また、平成 27 年度に設置した「総合 I R 室」において、教育、研究、管理運営等の諸活動に関する情報を収集・分析し、経営戦略策定を支援する。 ①-2 本学の重点的な施策を機動的に実施するため、総長の裁量による経費を拡充するとともに、資源配分に関する検証を不断に行い、学内資源の再配分を戦略的に実施する。
② 次世代を担う優秀な教職員の採用により、組織の活性化・国際化・男女共同参画を促進するとともに、各教職員が働きやすい環境を整備する。	②-1 優れた業績を持つ教員の獲得、教員の職務に対するモチベーションの更なる向上及び流動性の促進のため、第 2 期中期目標期間に創設した正規教員の年俸制、クロスアポイントメント（混合給与）制度、ディスティングイッシュトプロフェッサー制度等、柔軟な人事・給与制度の適用を促進する。特に、年俸制については、より公平かつ透明性のある制度として推進し、正規教員の適用者を 800 名以上に増加させる。 ②-2 組織の活性化・国際化を促進するため、多様な経歴・能力を有する職員を採用するとともに、SDプログラムを通して、職員の資質を向上させる。特に、国際対応力を強化するため、TOEIC700 点以上の職員比率を正規事務職員全体の 20%以上に増加させる。 ②-3 組織の多様性を高めるため、インセンティブ付与等の多様な方策の実施により、若手・外国人・女性教員の積極的採用を促進し、外国人教員数を 200 名以上、女性教員数を 450 名以上に増加させる。 ②-4 女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の 15%以上に増加させる。 ②-5 教職員のワークライフバランスの充実のため、平成 29 年度までに教職員休暇制度、平成 31 年度までに子育て支援制度を改善するなど、働きやすい職場環境作りを推進する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標 ① 社会の変化に対応しつつ、本学の強み・特色をいかすため	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 ①-1 教育研究組織の機能を強化するため、平成 29 年度までに組織等の在り方を不断に検証し改革

<p>に教育研究組織を最適化する。</p>	<p>する仕組みを導入する。また、教員組織と大学院教育組織の分離、国際大学院の設置等に取り組み、8大学院以上の組織再編を行う。</p>
<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 大学の諸活動をより効果的・効率的に行うために事務改善の取組を推進する。</p>	<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 大学運営及び教育研究の円滑な遂行に資するため、平成28年度までに第2期中期目標期間に実施した取組のフォローアップを行うとともに、平成29年度から新たな事務効率化・合理化の取組を実施する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>① 教育研究基盤等を強化・発展させるため、外部資金を獲得するとともに、安定した財政基盤の確立のため、自己収入を増加させる。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 外部資金獲得に向けて、平成29年度までに「産学・地域協働推進機構」が主導する組織型協働研究等の発掘・管理体制の強化及び研究関連情報の集約を実施するほか、外部資金等の獲得支援をさらに充実させるなど組織的・戦略的な取組を実施し、外部資金を平成27年度比で10%以上増加させる。</p> <p>①-2 安定した財政基盤を確立するため、本学が有するブランド力、キャンパス内の多様な資源を活用し、商標使用料の確保、本学で定めている各種料金の見直しを行うなど、自己収入拡大に向けた取組を実施する。</p> <p>①-3 企業、同窓会等の多様なステークホルダーに向けた活発な募金活動を展開し、北大フロンティア基金を増加させる。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>① 限られた財源を有効に活用するため、経費執行の最適化に取り組む。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 外部委託業務等の既存契約の仕様、契約方法の見直しを行うなど、効率的な経費執行に資する多様な取組を実施する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>① 保有資産を適正に管理し、効率的な運用を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 平成29年度までに不動産等貸付料金の見直しを行うなど、資産の運用状況の把握、有効利用の拡大に向けた方策を実施する。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 自己点検・評価及びそれに基づく第三者の評価の結果を教育研究活動及び大学運営の改善等に活用する。</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 全学の自己点検・評価及び法人評価・認証評価に向けた実施体制を強化するとともに、各部署等が行う自己点検・評価を効果的・効率的に実施するための支援を行う。また、得られた評価結果を改善にいかすため、評価結果のフォローアップを毎年度実施する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>① 社会と大学をつなぐ双方向の広報活動を展開し、教育研究活動及びその成果を広く国内外に発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 グローバル社会における情報ニーズに対応した広報体制を整備し、広報媒体の多言語化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、同窓会組織との連携等を活用した戦略的広報活動を実施する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① サステイナブルキャンパスの形成を推進し、世界トップレベルの教育研究を支える施設機能を強化する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 魅力溢れるキャンパスの形成を推進するため、平成 29 年度までに「キャンパスマスタープラン 2006」を強化・充実させた新マスタープラン、平成 31 年度までに新たに函館地区を対象としたマスタープランを策定し、計画的な施設の整備及び運用を推進する。</p> <p>①-2 第2期中期目標期間に国内大学で最初に策定したサステイナブルキャンパス評価システムを活用し、一般廃棄物排出量を平成 27 年度比で 10%以上削減するなど、省エネルギー化、地域との連携等に配慮したサステイナブルキャンパス作りを推進する。</p> <p>①-3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく P F I 事業として、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業を推進する（平成 30 年度まで）。</p>
<p>2 情報環境整備等に関する目標</p> <p>① 教育研究力強化のため、情報環境の最適化を推進する。</p>	<p>2 情報環境整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 平成 27 年度に策定した「情報環境推進に関する行動計画」に基づき、人事情報・財務情報等の基幹業務系システムの更新時に最適化を推進するなど、情報環境の整備を全学的に実施し、その成果を検証する。</p> <p>①-2 研究力強化のため、平成 30 年度までに計算処理能力が現行の学際大規模計算機システムの 10 倍以上に増強されたアカデミッククラウドシステム等を導入し、研究・実験等のビッグデータのアーカイブ基盤を構築するなど、学術情報基盤を整備する。</p> <p>①-3 情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するため、平成 31 年度までに学内共用無線 LAN アクセスポイントの拡充、ファイアーウォール等の強化等、ネットワーク環境を整備し、充実させる。また、サイバーセキュリティに関する教育体制を整備する。</p>
<p>3 安全管理に関する目標</p> <p>① 学生・教職員の安全確保のため、リスクマネジメントを推進する。</p>	<p>3 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 平成 27 年度に構築したリスクに係る責任・管理体制の下、平成 29 年度までに全学的なマニュアル・事例集等を整備するとともに、平成 30 年度から専門家によるマネジメントセミナーを開催するなど、リスクマネジメント教育を充実させる。</p> <p>①-2 労働安全衛生法その他法令等の遵守に当たり、平成 31 年度までに巡視の結果に基づく安全衛生情報のデータベース化及び化学物質管理システムの見直し、更新を行う。また、教育研究の場における安全・衛生に関する点検調査を行うとともに、教職員及び学生を対象とした安全教育を充実させる。</p>

<p>4 法令遵守等に関する目標</p> <p>① 公平・公正な大学運営を行うため、コンプライアンスを推進する。</p>	<p>4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。</p> <p>①-2 平成27年度に構築した全学的な推進体制の下、職種・職層等に応じたセミナー研修を開始するなど、コンプライアンスの徹底に向けた方策を実施する。</p>
<p>5 他大学等との連携に関する目標</p> <p>① 他大学、自治体等、広く関係機関と連携し、効果的・効率的な大学運営を行う。</p>	<p>5 他大学等との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に他の国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前事前教育、欧州獣医学教育認証取得に向けた獣医学教育等を充実させる。</p> <p>①-2 北海道地区の国立大学と連携して、調達業務の共同化、資金運用の共同化（Jファンド）による余裕金の運用等、事務の効率化・合理化のための取組を引き続き実施する。また、大規模災害に備え、安否確認システムを導入している北海道地区の国立大学と合同模擬訓練を実施するなど、関係機関との連携体制を強化する。</p>

中期目標

別表1 (学部、研究科等)

学 部	文学部	
	教育学部	
	法学部	
	経済学部	
	理学部	
	医学部	
	歯学部	
	薬学部	
	工学部	
	農学部	
	獣医学部	
	水産学部	
	研 究 科 等	文学研究科
		法学研究科
経済学研究科		
医学研究科		
歯学研究科		
獣医学研究科		
情報科学研究科		
水産科学院		
環境科学院		
理学院		
農学院		
生命科学院		
教育学院		
国際広報メディア・観光学院		
保健科学院		
工学院		
総合化学院		
公共政策学教育部		

中期計画

別表 (収容定員)

学 部	文学部	740人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	
	医学部	1,427人	(うち医師養成に係る分野 667人)
	歯学部	318人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬学部	380人	
	工学部	2,700人	
	農学部	860人	
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	860人		
研 究 科 等	文学研究科	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	法学研究科	235人	(うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 150人)
	経済学研究科	145人	(うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人)
	医学研究科	460人	(うち修士課程 60人 博士課程 400人)
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	環境科学院	507人	(うち修士課程 318人)

別表2 (共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)

【共同利用・共同研究拠点】

低温科学研究所 (認定申請中)
 電子科学研究所 (認定申請中)
 遺伝子病制御研究所 (認定申請中)
 触媒科学研究所 (認定申請中)
 スラブ・ユーラシア研究センター (認定申請中)
 情報基盤センター (認定申請中)
 人獣共通感染症リサーチセンター (認定申請中)
 北極域研究センター (認定申請中)

【教育関係共同利用拠点】

亜寒帯海域における洋上教育のための共同利用拠点 (水産学部附属練習船おしよろ丸)
 フィールドを使った森林環境と生態系保全に関する実践的教育共同利用拠点 (北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション)
 寒流域における海洋生物・生態系の統合的教育共同利用拠点 (北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション (厚岸臨海実験所、室蘭臨海実験所))
 食糧基地、北海道の水圏環境を学ぶ体験型教育共同利用拠点-多様な水産資源を育む環境でのフィールド教育- (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション (臼尻水産実験所、七飯淡水実験所及び忍路臨海実験所))
 教職員の組織的な研修等の共同利用拠点 (高等教育推進機構 (高等教育研修センター))

理学院	426 人	博士後期課程 うち修士課程	189 人 258 人
農学院	450 人	博士後期課程 うち修士課程	168 人 300 人
生命科学院	418 人	博士後期課程 うち修士課程	150 人 264 人
教育学院	153 人	博士課程 うち修士課程	138 人 16 人 90 人
国際広報メディア・ 観光学院	135 人	博士後期課程 うち修士課程	63 人 84 人 51 人
保健科学院	76 人	博士後期課程 うち修士課程	24 人 52 人
工学院	859 人	博士後期課程 うち修士課程	24 人 652 人 207 人
総合化学院	372 人	博士後期課程 うち修士課程	258 人 114 人
公共政策学教育部	60 人	(専門職学位課程)	